

主催：一般社団法人福井県介護福祉士会

基本！ 医師法第17条の解釈

☆☆ 研修内容 ☆☆

高齢者介護・障がい者介護をしていると、多かれ少なかれ医療行為が関わってきます。医者・看護師以外でできる行為について、皆さんどこまで理解できていますか？ どこからどこまで私達介護職は行っていいのか、あいまいなままになっていませんか？ そんな疑問点を、この研修でスッキリ解決しましょう。医師法第17条の解釈について、再認識できる研修となっています。

日時と会場

(嶺北) ① 平成29年8月7日(月)

9:30~12:30 (受付 9:00 開始)

福井県社会福祉センター 身障第2研修室

(嶺南) ② 平成29年9月7日(木)

敦賀市生涯学習センター 研修室第3

敦賀東洋町 1-1

13:30~16:30 (受付 13:00 開始)

講師：看護師 藤川 真知子 氏

参加費： 会員・賛助会員 1,500円 一般 3,000円

受講決定時には、講座開講1週間前までに、郵送で受講決定通知書と参加費振込先をお知らせいたします。

定員： 各20名

申込締切： 各講座の10日前

申込書 (FAX 受付用)

FAX: 0776-63-5869

ふりがな		会員 ・ 賛助 ・ 一般	
氏名		勤務先	
住所	払込み取扱票送付先 (自宅・事業所) 〒	TEL	
		希望会場	

お問合せ先： 福井県介護福祉士会 事務局 Tel: 0776-63-5868
福井市和田2丁目2115 コーシンI 103号